

## 更新決定に関する専門家・マスコミの見解

## ■資料1 更新決定に至る経過と今後の見直しに関する論評

## ◎オウム観察処分延長 教祖判決後の動向焦点 朝日新聞 2003/02/05 付

公安審査委員会は先月末、オウム真理教（アレフに改称）に対する観察処分の更新を決めた。当然と受け止める空気が世の中には強いが、法の安易な運用を戒めた裁判所の判断なども影響して委員会の議論は白熱。藤田耕三委員長は記者会見の席上、教団の対応によっては処分を見直す可能性があることにわざわざ言及した。年内にも予想される教祖に対する判決の際、教団はどんな対応をみせ、社会はどう評価するのか。それが今後の焦点だ。

## ●見直し・終了も視野

公安審は、教団は今も松本智津夫（麻原彰晃）被告の影響下にあり、信徒は被告を絶対的帰依の対象としていると認定。被告の説法テープが40万円で売られていたこと、ロシア人信徒が被告の奪還を図ったことなどを、危険性を裏付ける有力な証拠と位置づけた。

一方で、3年前に処分が発動されて以降、教団に変化が起きている点も認めた。会見に臨んだある委員は「協力的になってきており、少なくとも（テロの）準備行為に入ったとおわせるようなことはなかった」と述べた。

こうした事態を受け、公安審では処分の期間について熱い議論が展開された。「今回は3年も必要ないのではないか」「いや、それ以外考えられない」

結局、規定の上限である3年に落ち着いたが、委員長は会見で「危険性を裏付ける教義を捨てたと確認できれば、別の議論もある」と言明した。中には「松本被告の一審判決後しばらく様子を見て、何も起きなければ処分を終えてもいいのでは」と話す委員もいる。

公安審は、観察処分をめぐって、01年6月に東京地裁が示した見解を強く意識していた。教団が前回処分の取り消しを求めた裁判で、判決は請求を棄却しつつも、「信教の自由などを保障した憲法に違反しないためには、無差別大量殺人行為の準備を始める具体的危険が必要だ」と述べている。

「具体的危険まで待っていたら手遅れになる」として、公安審はこの法解釈をとらなかつたが、運用に厳格な歯止めをかけた司法判断は、審議にも一定の影響を及ぼしたとみられる。

## ●根強く残る住民の不信

処分更新の一方で、公安審は3年前に続いて「信徒や子どもの人権保護、受け入れについて社会全体としての支援が望ましい」とする委員長談話を発表した。

再度言及せざるを得ないほど、教団と地域住民との間の溝は深い。東京都世田谷区など

教団の施設を抱える30の自治体は「関係市町村連絡会」を結成。信徒の集団居住などを規制する新たな法案を研究し、国に制定を働きかける考えだ。

処分の更新が決まった翌日の1月24日、その世田谷区でオウム問題を考えるシンポジウムが開かれた。若者が教団に走った背景分析と事件の再発を防ぐ手立てに力点が置かれ、「どうしたら共存できるか」という立場からの提言はほとんど聞かれなかった。

## ●社会から隔離、逆効果～教団をテーマにしたドキュメンタリー映画「A」「A2」を撮った森達也さんの話～

僕の映画を見た人のほとんどは、信者たちの屈託のなさや善良さに驚く。彼らが凶悪だから事件が起きたのではなく、優しく純粋だから起きたことを考える必要がある。その潜在的なリスクを別にすれば、物理的な危険性は今の教団にはもうない。

むしろ例外であるはずの観察処分がなし崩しに行われ、社会全体が麻痺するという副作用が蔓延していくことが怖い。治安維持への焦りが、異物とみなした存在を無自覚に排斥する風潮を、北朝鮮に対する今の日本社会にも現れている。

信者が持つリスクを軽減させるには、信者と接することが必要だ。観察処分は彼らを社会から隔離して、行政や地域が彼らと接しないことを正当化している。つまりは逆効果で、観察処分をただ繰り返していても、不安は取り除けない。

## ■資料2 更新決定に対する識者の声

## ◎内野正幸・筑波大教授（憲法）

今回の決定は、憲法に照らして判断した東京地裁のリベラルな解釈ではなく、本来の立法当時の解釈に沿ったものといえる。現在の教団をみると、松本被告から具体的な指示を受けることは不可能で、無差別大量殺人を容認する思想も捨てていない。松本被告の宗教上の影響力が残っているのは間違いないが、かつてのような事件を起こす危険性はすでに失われている可能性が高い。信徒の人権を制約する処分であり、更新には疑問がある。

## ◎右崎正博・独協大教授（憲法）

法の拡大解釈ではないかという印象がぬぐえない。いったん危険性があると認定された団体は未来永劫（えいごう）監視を続けるというのでは、憲法の人権保障という観点からは、市民的自由の否定に等しいのではないかと。多くの人が教団に危険性があると主張しているのは分かるが、法の拡大解釈が当たり前になることの方に危険性を感じる。法自体が十分な対審構造をもっておらず、当事者に意見を聞くことがなござりにされていることも問題だ。オウムを例外として認めると、その例外がほかのケースでも使われて悪い前例になるだろう。

## ◎隈美東洋・中央大教授（刑事法）

「観察処分に限るだけでは、社会とのあつれきを解消するのは限界があり、教団と社会の交流を密にする方法を別に考える必要がある。」

◎阿部 三郎・オウム真理教破産管財人（弁護士）

「被害者への賠償は誠実に実行されている。ただ、地域住民と共存するには、松本被告との関係を完全に断ち切って、不安解消にさらに努める必要がある。」

■資料3 更新決定に対する新聞各紙の社説

◎読売新聞【社説】 公安審決定 オウム観察更新はやむを得ない 2003/01/24 付

教団側は公安審で、危険な教義や規約は排除し、「無差別大量殺人に及ぶことは決してない」と主張した。しかし、公安審は、教団内では、松本被告への「絶対的な帰依」は依然維持されており、再び無差別大量殺人に及ぶ危険性がある、と認定した。

殺人罪などに問われている松本被告の公判における言動からは、危険な教義や目的を放棄したとは、うかがえない。公安審の決定は、現状を冷静に判断したものと言える。

教祖の影響力が教団に強く残るなかで七年近く続いている松本被告の公判が、最終段階に差しかかっている。早ければ年内に判決の可能性もある。

判決内容が、教団側にどんな影響を及ぼすか、予測できない面もある。やはり、教団の日常をひき続き観察する必要があるというのが、公安審の考えだったのだろう。

全国各地の自治体で、教団の進出をめぐる、信者の住民票を受理しないことに伴うトラブルが起きている。教団が提訴した訴訟では、自治体が敗訴する判決が相次いでいる。自治体は教団とともに、解決策を見いだすよう積極的に努力をすべきである。

教団にも、住民を納得させるだけの説明責任がある。公安審が、教団の「危険性」を明確に認定した理由は、過去と決別しない基本姿勢にあることを銘記すべきだ。

◎朝日新聞【社説】 オウム真理教——変わらねば不安は解けぬ 2003/01/25 付

もとより公安調査庁や警察などが、宗教を信じる集団を監視したり、施設に立ち入ったりすることは好ましいことではない。オウム真理教にはもはや凶悪事件を起こす力はない、という見方もある。

しかし、地下鉄にサリンをまくなどして多数の市民を無差別に殺傷した教団の犯行は、自由な社会への挑戦だった。重たい過去と今も変わらぬ松本被告への絶対的帰依を考えると、今回の決定には無理からぬものがある。観察処分が教団施設の近くに住む人々の不安を和らげてきた、という意味も小さくはない。

問われているのは、教団の体質である。「処分を不当」と批判するのではなく、真剣に過去と向き合ふべきだ。口先だけで「事件を正当化するような教義は信仰しない」と言ったり、松本被告を「過去の人」と言ったりしたところで、被害者や住民の心に届くわけがない。

い。

なぜ自分たちの仲間が一連の凶悪事件に走ったのか。再び事件を起こさないためにはどうすればいいのか。そこを自らの手で徹底的に明らかにして社会に示さない限り、不安は解消されないだろう。

教団が変わらなければならないのは言うまでもない。しかし、その一方で、「オウム僧し」とばかりに信徒たちを排除しようとする動きがあることも気がかりだ。不安は理解できる。だが、信徒らをむやみに危険視し、追いつめて社会から孤立させることは問題の解決につながらない。

教団側が、自分たちの犯罪の被害者への弁償や住民との対話、施設内の公開などそれなりの努力をしているのも事実だ。

今回の決定にあたって、公安審の藤田耕三委員長は「一般の信徒や子供の人権の保護、受け入れに対する社会全体の支援が望まれる」と語っている。

オウム真理教は日本社会の一部である。排除するわけにいかない以上、教団が変わるよう促していくしかあるまい。

◎東京新聞【社説】 オウム観察 教団も国も約束を守れ 2003/01/22 付

公安審査委員会が団体規制法に基づいて観察処分の延長を決めたオウム真理教をめぐる状況は、まるでもつれた糸である。

教団の閉鎖性と過去の事件の数々が不気味な感じを外部に与え、住民の不安を招いている。住民の不安を理由に各地の自治体が信徒の転入届受理を拒否している。地域に受け入れられず、公安調査庁や公安警察の厳しい監視を受けて、信徒は被害者意識で閉鎖性をますます募らせる。それがまた住民の不安感を増す。

二〇〇〇年一月、教団に対する観察処分を決めたとき、公安審査委員会は談話を発表し、教団に透明性を高めるよう期待した。その一方で談話は「信徒と子どもの人権擁護、社会への受け入れ」について社会全体に支援、協力を求めた。

あれから三年、転入届不受理を違法とする判決が二十件以上出たがほとんどの自治体が無視したままだ。信徒は各種行政サービスを受けられず、国民ならだれでも享受できる基本的権利さえ奪われている。

無差別殺人を実行した教団の過去を考えれば、住民の不安にも、住民の意向を尊重する自治体の姿勢にも無理からぬものがあるが、この異常状態はもはや放置できない。

住民の意向だからと傍観しているのは無責任である。国として教団を監視し自由を制約するのだから、解決への突破口を開くのは政府の責任だ。自治体を指導して信徒の人権を守り社会に溶け込ませる政策立案を急ぐべきだ。

他方、教団も当初の透明化の約束を守らずますます閉じこもっている。人の内面にかかわる宗教活動について部外者は安易な口出しを慎むべきだが、宗教活動も社会と調和すべきは当然であり、社会に受け入れられるためにはもっと透明でなければならない。

教団幹部も信徒も、被害者顔をするだけでは一般国民から共感は得られないことを知るべきだ。